

# 新庄村分別収集計画

平成19年6月8日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ最終処分については外部に依存しているのが現状である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量が行われ、資源の有効利用が図られ、循環社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制と資源の有効利用を基本とした資源循環社会を目指す
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進
- ・村民等、すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

### 3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	86 t	86 t	86 t	86 t	90 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により村民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当村廃棄物減量等推進協議会に容器包装部会を設置するとともに、廃棄物減量等推進委員によるリサイクル活動を推進する。

#### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、村民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定を行い、包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、真庭市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られた分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチ ール製の容器	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主としてアル ミ製の容器	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
無色のガラス 製容器	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)
	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t
茶色のガラス 製容器	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)
	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t	6 t
その他のガラ ス製容器	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)
	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t
主として段ボ ール製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主としてポリエ チレンテレフタ レート(PET) 製の容器であっ て飲料又はしょ うゆその他主務 大臣が定める商 品を充てんする ためのもの	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 3 t	
	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)
	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	3 t
主としてプラス チック製の容器 包装であって上 記以外のもの	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)	(引渡 量)	(独自 処理量)
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定  
方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1,080人 (対前年度比)	1,110人 (対前年度比)	1,125人 (対前年度比)	1,140人 (対前年度比)	1,170人 (対前年度比)
100%	102.8%	101.4%	101.3%	102.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や団体による集団回収が進んでいる。飲料用紙製容器について引き続きこれらの団体で分別収集を実施することとする。

表 6-1 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	真庭市による定期収集	真庭市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	真庭市による定期収集	真庭市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	自治体や住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	真庭市による定期収集	真庭市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	真庭市による定期収集	真庭市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびんについては、現在真庭市の北部クリーンセンターで選別、圧縮・保管しているが、段ボール、プラスチック製容器包装の分別収集の実施を見据え、リサイクルセンターを増設する。

表 7-2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶 類	袋	2 t ダンプ車	リサイクル プラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	びん類	袋	2 t ダンプ車	
茶色のガラス製 容器				
その他の ガラス製容器				
段 ボ ー ル	段ボール	縛る	2 t ダンプ車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t ダンプ車	
その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋	2 t ダンプ車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、村民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進委員制度を導入し、各地区に1人ずつ配置する。
- ・ 小学校が実施している廃品の回収について、容器包装廃棄物の分別収集を趣旨とした取組として各地区の協力促進を要請する。